

## 各人権条約に基づく個人通報制度の早期導入及びパリ原則に準拠した政府から独立した国内人権機関の設置を求める決議

当会は、我が国における人権保障を推進し、国際人権基準の実施を確保するため、国際人権自由権規約委員会をはじめとする各条約機関からの相次ぐ勧告をふまえ、

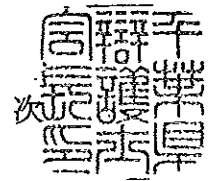
- 1 国際人権自由権規約をはじめとした各人権条約に定める個人通報制度を導入すること
- 2 国連の「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」に合致した真に政府から独立した国内人権機関を設置することを政府及び国会に対し強く求める。

以上のとおり決議する。

2012年2月10日

千葉県弁護士会

会長 木村 龍



### 決議理由

#### 1 個人通報制度について

個人通報制度とは、人権条約の人権保障条項に規定された人権が侵害されているにもかかわらず国内での法的手続を尽くしてもなお人権救済が実現しない場合、被害者個人等が各人権条約の定める国際機関に通報し、救済を求める制度である。

国際人権自由権規約、女性差別撤廃条約、障害者権利条約等の選択議定書や、拷問禁止条約、移住労働者保護条約などにおいて個人又は集団による通報制度がもうけられている。

この個人通報制度を導入するためには、各条約の人権保障条項について個人通報制度を定めている条約条項や選択議定書を批准するなどの手続が必要である。

我が国は、国際人権規約をはじめ多くの人権条約に加入しているが個人通報制度を定める選択議定書や条約条項についてはいまだ批准をしていない。

国際人権規約に基づく我が国の政府報告書については、自由権規約人権委員会などからたびたび勧告を受けてきている。

残念ながら、我が国の司法機関に限らず、立法・行政機関においても人権保障条項や人権保障制度の制定・運用・適用については消極的であり、民事訴訟法の

定める上告理由にも国際条約違反が含まれていないなど国際人権基準の国内実施状況は極めて不十分なものとなっている。

各人権条約の個人通報制度が我が国に導入され実現されれば、被害者個人又は集団が各人権条約上の委員会等に見解、勧告、報告等を直接求めることが可能となり、我が国の立法・行政・司法においても国際的な条約解釈に目を向けざるを得ず、その結果として、我が国における人権保障水準が国際基準にまで前進し、憲法の人権条項の解釈が進展するなどの向上が期待される。

## 2 国内人権機関の設置について

国連決議及び人権諸条約機関は、国際人権条約及び憲法などで保障される人権が侵害され、その回復が求められる場合には、司法手続よりも簡便で迅速な救済を図ることができる国内人権機関を設置するよう求めており、多数の国が既にこれを設けている。

国内人権機関を設置する場合、1993年（平成5年）12月の国連総会決議「国内人権機関の地位に関する原則」（いわゆるパリ原則）に沿ったものである必要がある。

具体的には、法律に基づいて設置されること、権限行使の独立性が保障されていること、委員及び職員の人事並びに財政等において独立性が保障されていること、調査権限及び政策提言機能を持つことが必要とされている。

日本に対しては、国連人権理事会、人権高等弁務官等の国連人権諸機関や人権諸条約機関の各政府報告書審査の際に、早期にパリ原則に合致した国内人権機関を設置すべきとの勧告がなされており、また、国内人権NGOからも国内人権機関設置の要望が高まっている。

現在、我が国には法務省人権擁護局の人権擁護委員制度があるが、独立性等の点からも極めて不十分な制度である。

このような状況の中で、日本弁護士連合会は、2008年（平成20年）11月18日、パリ原則を基準とした「日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱」を発表した。

同要綱は、国内人権機関の組織構成の独立性を確保するため、その所轄を内閣総理大臣としつつ、独立してその権限を行使し、予算についても自立性を確保するものとしている。

職務権限については、調査のため出頭命令や質問、文書提出命令、立入検査をすることを認め、調査拒否の場合には当該事実の公表や公務員に対する懲戒請求等をなしうるとしている。

これに対して、2011年（平成23年）8月2日に、法務省政務三役が「新たな人権救済機関の設置について（基本方針）」（以下「基本方針」という）を

発表した。

同基本方針は、パリ原則に準拠した人権救済機関（仮称「人権委員会」）を設置するために、その組織のあり方、人権委員会の権限などについての方針を明らかにしたものであり、人権委員会に人事権及び規則制定権を持たせている点などでパリ原則に準拠した国内人権機関の設立に向けた第一歩と評価することができる。

この基本方針を受け、同年12月15日には「人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要」（以下「概要」という）が公表された。

しかし、同基本方針も同概要も、何れも人権委員会を法務省のもと又はその外局として設置するものとしているが、法務省が刑事収容施設や入国管理局等の収容施設を擁していることに鑑みればその点には問題がある。法務省自身も2010年（平成22年）6月22日の中間報告においては内閣府に設置するものとしていたものであり、当初の方針どおり人権委員会は内閣府のもとに設置すべきである。

### 3 結論

当弁護士会は、我が国における人権保障を推進し、また国際人権基準を日本において完全実施するための人権保障システムを確立するため、国際人権自由権規約をはじめとした各人権条約に定める個人通報制度を一日も早く採用するとともに、パリ原則に合致した真に政府から独立した国内人権機関をすみやかに設置することを政府及び国会に対して強く求めるものである。

以 上